

議 事 の 経 過 概 要

——— 主な質疑・意見等 ———

湯浅課長	定刻になりましたので只今から平成27年度第一回五泉市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。本日は皆様よりご多忙の中ご出席を賜りましてありがとうございます。今日も気温がかなり上昇しております。県内で高温注意報が午前中に発令されたところでもあります。上着を着用の皆様、暑いようでしたらどうぞお脱ぎいただきたいと思っております。また、私共クールビズの服装で出席させていただいておりますのでよろしくお願いたします。それから会議に先立ちまして皆様にご報告を申し上げます。委員の欠席の関係でございますけれども、歌川委員、堀内委員、長谷川真介委員、小柳委員から欠席の連絡をいただいておりますのでご報告申し上げます。また、本年度初めての運営協議会の開催となりますけれども、職員の方で人事異動がありましたのでご報告させていただきます。初めに税務課でございますけれども、星野課長でございます。
星野課長	税務課長の星野でございます。よろしくお願いたします。
湯浅課長	また、小熊税収係長であります。
小熊係長	よろしくお願いたします。
湯浅課長	そして、地域振興課で、中山税務係長であります。
中山係長	よろしくお願いたします。
湯浅課長	市民課の方で、私課長の湯浅と言います。よろしくお願いたします。課長補佐の亀山であります。
亀山補佐	亀山と言います。よろしくお願いたします。
湯浅課長	これから皆様には大変お世話になりますがよろしくお願申し上げます。また本日の会議資料の関係でございますが、議案書等につきましては、事前に送付させていただいております。今回、議案書と事業計画、議案書の参考資料という事で3部送らせていただいておりますところでございますけれども、もしご用意の無い方がいらっしゃいましたら、こちらにお申し付けくださいますようお願いいたします。皆様ご用意はよろしいですか。では、これより会議の進行は会長からお願いたします。よろしくお願いたします。
相田会長	それではただ今の出席委員は13名で過半数に達しておりますので、これより平成27年度第一回五泉市国民健康保険運営協議会を開会いたします。次に協議会規則第4条の規定により、会議の公開について委員の皆様にお諮りいたします。本日の会議を公開することにご異議ございませんか。
委員	異議なし。
相田会長	はい、ご異議がありませんので本日の会議を公開といたします。本日の傍聴者

	はおられますか。
湯浅課長	会長。
相田会長	はい、湯浅課長。
湯浅課長	今のところございません。
相田会長	はい。それでは始めます。最初に私の方からご挨拶申し上げます。先日のこの運営協議会の研修には私事で欠席させていただいて、大変申し訳なく思っております。77歳という年齢を顧みずに、少し暴走したのが原因でございまして、約一か月経つ訳であります。未だにちょっとフラフラが抜けません。このようにはっきりしない状態が続いている訳でございます。今まで私は健康を自負して参りまして医者にかかるという事もあまりなかったのも、その面ではこちらの方にも貢献しているかなと自負していたんですけども、今後は多分少しずつは厄介になっていくのかなと自分の体を戒めて、そして自分自身も健康に気を付けながら少しでも医療費の節減に貢献してまいりたいと、こう考えております。今日は暑いところ大変ご苦労様でございます。議案書のとおり進めて参りますけれども、ご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは次に本日皆様に諮問されます伊藤市長よりご挨拶をいただきます。伊藤市長。
伊藤市長	ごめんください。大変暑い中、暑いと言いましても毎日暑いわけでありまして、暑いというのなんだからはばかりのところもございまして、本当に暑うございまして、皆さん健康に留意されますことをご祈念申し上げます。また委員の皆様には日ごろから大変国保会計、国保事業のみならず市政全般にわたりましてご尽力ご指導賜っておりますけれども、この場を借りまして厚く御礼申し上げる次第であります。また先の7月16、17日の研修には、宮城県栗原市に私も同行させていただきまして心から感謝申し上げます。研修内容も大変すばらしく、私共もそれを見習って行政に反映させていきたいとこの様に考えているところでございます。さて本日の運営協議会の議案につきましては、議案書を事前に配布させていただいておりますが、国民健康保険税条例等の一部改正についての報告及び平成26年度五泉市国民健康保険特別会計の歳入歳出決算見込みの報告と平成27年度国民健康保険税についてのご審議、ご意見を賜りたく協議会の開催をお願いしたところであります。さて今程申し上げました平成26年度国民健康保険特別会計におきましては、後程詳細についてご報告申し上げますが、年々増加する医療費によって逼迫した国保財政に対応する為、一般会計からの緊急支援繰入金として約1億4,000万円を予算措置したところであります。最終的には約3,300万円を繰り入れる決算となりました。しかしながら1人当たりの医療給付費は依然として上昇傾向が続いておりますので、五泉市国民健康保険といたしましては、引き続き市民の健康づくりや特定健診受診率の向上について、なお一層の取り組みが求められているものと認識しております。一方国保の改革につきましては、平成30年度から財政運営の都道府県化と3,400億円規模の公費投入を行う国保法等の一部改正法が5月29日に交付されたところであります。当五泉市国民健康保険は市民の健康、安心に直結するものであり、皆様の期待に応える医療保険制度として継続させなければなりません。委員の皆様には本日議題にのぼります事項について十分ご審議くださる様お願い申し上げます。ご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

相田会長	次に会議録署名委員の指名についてであります、協議会規則第9条第2項の規定により会議録署名委員に田邊俊雄委員を指名いたします。議事に入ります。次に日程第一、報告第1号五泉市国民健康保険税条例等の一部改正についてを議題といたします。市長の説明を求めます。
伊藤市長	はい会長。
相田会長	伊藤市長。
伊藤市長	はい。報告第1号 五泉市国民健康保険税条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。これは、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴いまして、国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を3月31日付けで専決処分したものであります。主な改正点は、第15条で、被保険者均等割額と世帯別平等割額の5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の算定方法を変更し、対象世帯を拡大するものであります。また、第3条では、基礎課税額の課税限度額をこれまでの51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を16万円から17万円に、介護納付金課税額の課税限度額を14万円から16万円に引き上げるものであります。以上、国民健康保険税条例等の一部改正について申し上げましたが、細部については課長に説明させますので、よろしく願い申し上げます。以上であります。
湯浅課長	会長。
相田会長	湯浅課長。
湯浅課長	それでは報告第1号について説明をさせていただきます。議案書の1ページをご覧くださいと思います。今ほど市長から説明がありましたように、国の地方税法施行令等の改正に伴い、3月31日付けで専決処分いたしました国保条例等の一部改正の報告であります。改正の内容であります、均等割及び平等割の5割軽減と2割軽減の軽減判定所得の算定方法が変更されましたので、第15条をそれぞれ改正し、軽減対象世帯を拡大したものであります。また、税の公平性の観点から課税限度額を、基礎課税額の分が51万円から52万円に、これは、医療費の支払いに充てる分ではありますが、次に、後期高齢者支援金等の分が16万円から17万円に、介護納付金分が14万円から16万円に引き上げとなりましたので、第3条の規定を改めました。これにより年税額の上限は、これまでの81万円から4万円アップの85万円となりました。なお、条例の改正部分につきましては、新旧対照表を別冊の参考資料の1ページから2ページに掲載しております。この改正による五泉市への影響であります、議案書の1ページ下の方、本算定による影響世帯・人数の表をご覧くださいと思います。医療・支援・介護いずれも、平成26年度に比較して5割軽減分が増加し、2割軽減が減少となるものであります。また、年税額が上限の85万円となる世帯は、55世帯となりました。説明は以上であります、よろしく願い申し上げます。
相田会長	それでは質疑に入ります。只今の説明に対しご質疑ありませんか。ございませんか。ないようでありますので、報告第1号に対する質疑を終結いたします。次に日程第2。報告第2号平成26年度五泉市国民健康保険特別会計歳入歳出

	決算見込みについてを議題といたします。市長の説明を求めます。
伊藤市長	はい会長。
相田会長	伊藤市長。
伊藤市長	はい。報告第2号平成26年度五泉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算見込みについて、ご説明申し上げます。決算見込み総額は、歳入で58億8,151万5,729円、歳出で58億8,051万6,097円となり、差し引き99万9,632円のうち、明許繰越費99万9,000円を除いた632円を平成27年度へ繰り越すこととなりました。さて、今ほど申し上げました平成26年度決算におきましては、歳入不足分について、緊急支援措置として一般会計から3,326万3,000円を繰り入れしたものであります。以上、平成26年度の決算見込みについて申し上げましたが、細部については課長に説明させますので、よろしく願い申し上げます。
相田会長	はい、湯浅課長。
湯浅課長	それでは平成26年度五泉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算見込みでございます。数値的にはほぼ確定したもので、この後、監査委員の決算審査を受けまして、その後に9月の市議会で決算認定を受ける流れとなります。それでは、議案書の2ページと3ページとなりますが、まず、2ページが歳入の関係であります。表の方は、左から款・項・目・節の順となっておりますが、説明は主に款の順に、それから金額につきましては、右から4番目の欄の収入済額を説明させていただきたいと思っております。まず、1款の国民健康保険税でございますが、1款の合計欄、収入済額の欄をご覧くださいなのですが、一般分と退職分を合わせまして12億6,264万9,130円となりました。また、収納状況につきましては、参考資料の3ページをご覧くださいと思っております。一番上の表が国保税で中段が介護、下の表が後期高齢分となっております。平成26年度の収納率は、国保税で現年課税分は93.91パーセント、滞納繰越分で15.56パーセント、合計では76.51パーセントとなっております。議案書に戻りまして、また決算の表をご覧くださいと思っております。次に、2款の分担金及び負担金は特定健診事業費の負担金で、40歳から69歳までの方々の自己負担分でございます。171万8,600円の収入となりました。次に、3款使用料及び手数料では督促手数料で、83万8,500円となりました。次に、4款国庫支出金であります。国からの各種負担金と補助金であります。合計で13億3,305万2,144円となりました。次に、5款療養給付費等交付金であります。診療報酬支払基金からの交付金で3億3,777万3,000円あります。次に、6款前期高齢者交付金であります。65歳から74歳の前期高齢者分で14億2,184万7,419円あります。次の7款では、県支出金ということで、県からの負担金と補助金、合わせまして2億9,287万139円となりました。次の8款が各種健康づくり事業実施に対する連合会からの補助金で133万5,000円、9款が共同事業の交付金で6億9,733万9,512円となりました。次の10款財産収入は、財政調整基金の利子130円あります。続いて、11款繰入金は一般会計からの繰り入れで、4億1,284万4,106円となりました。このうち、7節の国保財政緊急支援繰入金の欄をご覧くださいなのですが、先ほどの市長の挨拶にもありましたように、一般会計からの法定外繰入というこ

とで、被保険者一人当たり1万円として予算で1億4,185万円を見込んだところではありますが、最終的には3,326万3,000円となりました。次の12款繰越金は平成25年度からの繰越しで、1億7,183円でした。最後、13款の諸収入は、延滞金と主に交通事故を原因とした第三者行為負担金等でございまして、1,924万866円でありました。以上、合計いたしますと、収入済額は、58億8,151万5,729円の決算見込みとなりました。続きまして、歳出の関係ですが、議案の3ページをご覧くださいと思います。こちらも款の内容を右から4番目の欄の支出済額について、説明させていただきます。1款の総務費であります。管理運営費用でございまして、7,430万1,932円となりました。次の2款、保険給付費は、医療費と出産育児一時金、そして葬祭費を支出したもので、37億9,464万324円であります。ここで参考資料の4ページ療養給付費の推移をご覧くださいと思います。まず上の表ですが、各診療月毎で24年度、25年度、26年度の比較を行っております。表の下から2番目の欄をご覧くださいなのですが、合計金額は26年度が一番低くなりまして、前年対比で99.1パーセントとなりました。下のグラフをご覧くださいますと、26年度は4月と5月にピークとなったことが読み取れるものです。次に、5ページをご覧くださいと思います。こちらは、一人当たり療養給付費の推移を表したものであります。表の下から2番目の合計欄を見ていただきたいのですが、26年度の一人当たりでは24万1,582円、前年対比では103.4パーセントとなりまして、依然として、上昇傾向にあることが読み取れるものであります。次に、6ページをご覧くださいと思います。これは、平成18年度から26年度までの被保険者数と一人当たりの療養給付費を表したものでございますが、先ほどお話ししましたように、被保険者数は19年度から減少している状況でありますし、一人当たり療養給付費は同じような伸び率で上昇しております。次に、また議案書の3ページに戻りまして、3款後期高齢者支援金等は7億3,741万8,899円、4款の前期高齢者納付金等が56万5,114円、5款の老人保健拠出金3万1,319円、6款介護納付金は3億4,902万5,010円、7款が共同事業拠出金として6億8,376万7,400円拠出したものであります。次の8款保健事業費は、特定健診や人間ドック、そして、医療費通知とジェネリック医薬品差額通知書の費用で、合計で5,764万2,563円となりました。続きまして、9款の基金積立金が130円、10款の公債費はゼロ、そして、11款の諸支出金は、税の還付金や県などへの返還金であります。1億8,312万3,406円、このうち、会計検査による返還金が8,088万3,052円でありました。最後の12款予備費がゼロであります。以上を合計しますと、58億8,051万6,097円の歳出という決算見込みとなりまして、歳入から歳出を差引いたしますと99万9,632円となりました。それから参考資料の7ページに、平成18年度からの決算の状況を表にいたしましたので、決算額や被保険者の推移、保険給付費の推移などをご覧くださいと思います。以上、平成26年度の決算の見込みということで説明させていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

相田会長

それでは質疑に入ります。只今の説明に対し、ご質疑ございませんか。ないようですので、報告第2号に対する質疑を終了いたします。次に日程第3議第1号平成27年度国民健康保険税についてを議題といたします。市長の説明を求めます。伊藤市長。

伊藤市長

はい。議第1号 平成27年度国民健康保険税について、ご説明申し上げます。

	<p>今回、平成26年分の所得が確定しましたので、前年と同様の税率によりまして、試算をした結果でご説明申し上げます。賦課総額では、11億8,506万7,000円となり、前年比較で9,059万3,000円の減となりました。これは、課税所得の減少とともに、このたびの国保税条例改正に伴う税額軽減世帯数の拡大によるものと考えております。今後とも国保税の収納率の向上、特定健診の受診率向上や各種健康づくり事業の実施などによりまして、健全な国保会計の運営を進めて参りたいと思います。以上、平成27年度国民健康保険税について、ご説明申し上げますが、細部については課長に説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご答申を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。</p>
相田会長	湯浅課長。
湯浅課長	<p>それでは、議案書の4ページからとなりますが、4ページの一番上の賦課額の表をご覧くださいと思います。賦課総額は、7月調定額であります。今ほど市長が申し上げましたとおり、平成27年度は11億8,506万7,000円となりまして、対前年比は、7.1パーセントの減少、その下の一人当たりでは3.49パーセントの減、1世帯当たりでは、4.61パーセントの減ということになりました。その下の内訳では、医療分と後期高齢分そして介護分それぞれの状況を載せてございます。そして、5ページから7ページにそれぞれの区分による軽減等を入れた算定状況を表にしたものであります。5ページの医療給付分をご覧くださいと思います。左側26年度と右側27年度を区分ごとに見ていきますと、所得割では27年度の基礎数値が59億2,291万9,000円と減少しており、税率は据え置きで同様ですので、算出税額についても減少したところであります。一つ飛んでその下の均等割では、26年度の13,768人に対し27年度は347人少なくなった13,421人、税率は変わりませんので、算出税額は減少しております。その下の欄の平等割も世帯数と同様に減少しますので、結果的に算出税額の計(A)では6,281万4,000円の減の9億7,373万円となりました。その下の軽減の部分では、報告第1号で申し上げました条例改正により5割軽減が増加いたしましたので、軽減額の計では26年度に比較して948万4,000円の増の1億3,937万7,000円となりました。6ページの後期高齢者支援分、7ページの介護納付金も同様の傾向となっております。次に、4ページに戻っていただきまして、中段の所得区分別とその下の所得階層別の表ですが、脇の注意書きに記載してありますように集計時点が異なっておりますので、世帯数が数件異なっておりますので、ご了承をお願いいたします。所得区分別の状況であります。すべての所得で減少となり、また、世帯数の合計では、244世帯の減少となりました。次に、所得階層別では、ご覧のような結果となりまして、所得階層の0から60万円までの階層は増えましたが、それ以外の階層は減少している状況となりました。説明につきましては、以上でございますが、よろしくようお願い申し上げます。</p>
相田会長	それでは質疑に入ります。只今の説明に対しご質疑ありませんか。
阿部委員	はい。
相田会長	はい、阿部委員。

阿部委員	<p>ちょっとお伺いしますが、只今の税率の関係でもう既にこの税率の内容で納付書が出てるわけですね。なので変えられないということですが、これに対して9,000万の減額、昨年と比べて9,000万落ちたということでありますので、それらの収納率を同じとしてもこれだけの減額が生じるわけです。それで26年度決算についてただいまご説明いただきましたが、3,000万の一般会計繰り入れもしている。その9,000万の補填について、もしお考えがありましたらお願いします。</p>
相田会長	<p>湯浅課長。</p>
湯浅課長	<p>はい。26年度の先ほど決算報告をさせていただいたところでございます。26年度につきましては、特別な事情ということで会計検査の関係で8,000万ほどあったところでございます。27年度についてはそれが無い、というところがございますし、財源手当てということでございますけれども、当初予算の中で緊急の一般会計からの繰入ということで1人当たり1万円、国保財政緊急支援繰入金当初予算では1億3,561万ということで見込んでいる所でございますので、それで手当てをしているというふうに考えているところがございます。</p>
相田会長	<p>阿部委員。いいですか。どうぞ遠慮なくおっしゃってください。よろしゅうございますか。他にありませんか。ないようでありますので議第1号に対する質疑を終了いたします。お諮りいたします。議題について原案のとおり答申することにご異議ございませんか。ご異議ありませんので原案のとおり答申することに決定いたしました。なお只今の各委員からのご意見ご提言に対しては今後の国保運営に反映し安定した運営に努力されるよう、協議会として要望いたします。その他でございますがなにかございますか、委員の皆様からあればお願いいたします。ないようでしたら事務局より説明でございます。はい、亀山課長補佐。</p>
亀山補佐	<p>それでは私のほうからその他ということで、平成27年度の国民健康保険事業計画についてご説明いたします。議案の別冊としてお配りいたしておるところでありますけれどもご覧いただきたいと思っております。この計画につきましては、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の皆様の健康の保持増進をはかる為に毎年度策定を行っているところであります。計画の概要につきましては事業運営上の課題を整理いたしまして、重点項目を設定し解決に努め具体的な事業の実施を行うことといたしております。平成27年度の事業運営上の課題といたしましては、5点を掲げております。1つ目といたしまして26年度において一般会計からの法定外繰入を行い、収支均衡を図ったが今後も厳しい財政状況が見込まれる。2つ目といたしまして27年度28年度は税率を据え置くこととしているが29年度も据え置きが望ましいので広域化を踏まえた検討が必要である。3つ目収納率向上対策推進事業を実施し、引き続き収納率の向上に努める。4つ目特定健康診査等実施計画第2期計画による特定健診・特定保健指導について引き続き受診率の向上を図る。5つ目、国民健康保険の健全な運営と被保険者の健康保持増進を図るため、関係各課と連携協力し、各種事業を実施する。重点項目としても5点を挙げております。1つ目としまして、収納率の向上を図り、少なくとも予算編成時の予定収納率を確保する。目標値としまして現年医療一般で93.3パーセントであります。2つ目、特定健診・特定保健指導の実施に際し、未受診者の家庭訪問、無料クーポン券の配</p>

	<p>付や広報の充実等により、受診率の向上を図る。目標値としまして特定健診実施率を45パーセント、特定保健指導実施率を40パーセントとしております。3つ目、レセプト点検では、点検時間の確保、月140時間、レセプト管理システムの活用により、単月・縦覧点検を実施する。目標値といたしまして内容点検効果率0.08パーセントとしております。4つ目、ジェネリック医薬品差額通知の送付により、ジェネリック医薬品の利用を促進し、医療費の削減を図る。5つ目、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための実施計画、データヘルス計画を策定する。具体的な事業につきましては、次の区分ごとに実施するといたしまして、健康づくり事業、医療費適正化事業、国保財政健全化事業、資格適正化事業、収納率向上対策推進事業としてそれぞれ以下のページに記載しているとおりであります。以上であります。</p>
相田会長	<p>ありがとうございました。ここで、市長はじめ、当局の皆様が退席されることになっておりますけれども、その前に市長、一言ございましたら、お願いいたします。</p>
伊藤市長	<p>はい。</p>
相田会長	<p>伊藤市長。</p>
伊藤市長	<p>今ほどはご答申いただきまして、大変ありがとうございました。今ほど、課長補佐がその他の部分でお話申し上げましたが、運営上の課題と重点項目ということで、このように進めさせていただきたいということをお誓い申し上げるところでございます。また、阿部委員さんからお話ありましたが、平成26年度におきましては、会計検査による返還金が出たということで、マイナス8,000万、そして一般会計からの繰り入れが3,000万ということで、併せて1億1,000万であると。どういたしましても、個人の医療費が増加しているということと、被保険者数が減少しているということで、大変厳しい財政運営を強いられるということは間違いございません。平成30年度、先ほども申しましたように、県に移管するということですが、どのように移管するかは議論中でございますが、いずれにしましても、30年度までに今の税率ではもたない訳でありまして、その方策考えなければならないと。また、30年度以降も、税率がどのようになるかということで、整合性も勘案しながら、平成28年度、29年度、30年度とどのようになるのかということもやはり、27年度、今年一年の健康づくり、市民の国保におけるご理解をいただきながら進めなければならないというのは間違いのないと思っております。また、税のほうにおきましては収納率の向上に、より一層努めさせていただきますので、委員の皆様からも格段なるご指導賜りますことをお願い申し上げまして、一言ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
相田会長	<p>ありがとうございました。それではどうぞ、ご退席ください。</p>
伊藤市長	<p>ありがとうございました。</p>
相田会長	<p>以上で本日の協議会を終了いたします。大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。</p>

◎付帯議決等・・・・・・・・なし

午後 2 時 15 分 閉 会

五泉市国民健康保険運営協議会

(署 名)

会 長

署名委員